

公 告 第 2 3 2 号
令和 6 年 1 1 月 2 0 日

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付
経理室長 木暮 聰

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成 31 年 4 月 1 日）を熟知の上、
参加されたい。

- 1 入札方式 一般競争入札
2 入札に付する事項

件名	規格	数量	納地	納期	摘要
将来の飛しょう体試験基盤に関する検討役務	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁	令和 7 年 3 月 28 日	

- 説明会 なし
3 入札 (1) 日 時 令和 6 年 1 2 月 2 0 日（金）10 時 00 分
(2) 場 所 防衛装備庁入札室（会計官）（D 棟 3 F）
4 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和 4・5・6 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A、B、又は C 等級のいずれかに格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有していること。
(4) (3) の等級にかかわらず、以下ア～キのいずれかに該当する者であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和 6 年 1 2 月 4 日（水）18 時 00 分までに、該当することを証明する書類等を提出すること。
ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者
イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基 準	数 値
入札物品等（調令第 18 条第 4 項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3 件以上 2 件 1 件	15 10 5
入札物品の製造等（調令第 18 条第 4 項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9 人以上 7～8 人 5～6 人 3～4 人 1～2 人	15 12 9 6 3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11 人以上 9～10 人 7～8 人 5～6 人 3～4 人 1～2 人	6 5 4 3 2 1

注：1 特許には、海外で取得したものも含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R 制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産

普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

(5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備府長官から又は防衛装備府長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。

(6) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(7) 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(8) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、契約担当官等の確認を受けている者であること。

5 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を結ばないとき、契約保証金は契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
- (4) 保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときは入札保証金を、履行保証保険契約を結んだときは契約保証金を免除する。

7 入札の無効

- (1) 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- (2) 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。

8 契約書作成の必要の有無

有

- 9 契約をしようとする
基本契約条項等
- 役務等請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項
- 10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。
- 11 その他
- (1) 電子調達システムの利用
- 本件は、政府電子調達（G E P S）を利用する案件である。なお、電子調達システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。
《電子入札による入札書受領期間》
公告日から令和6年12月19日（木）18時00分まで（行政機関の休日を除く）。
また、電子調達システムにより難い者は、紙方式に代えるものとする。この場合、令和6年12月18日（水）18時00分まで（行政機関の休日を除く）に下記問い合わせ先に「紙入札方式参加・紙契約書締結 申出書」を提出すること。
なお、開札結果が再入札の場合、電子調達システムの再入札通知書により、前回開札日時から概ね30分以内とした再入札の受付締切時間を示すため、確認すること。その他注意事項については、入札及び契約心得4.9項を参照すること。
- (2) 端数処理
- 入札書に記載された金額の110／100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。
- (3)
- 現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備府長官が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 提出資料
- (1) 防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日まで（行政機関の休日を除く）に提出するものとする。
- (2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の7日前（行政機関の休日を除く）までに提出するものとする。
- (5) 入札に関する条件
- 仕様書第6項に定める本役務の実施体制並びに第9.3項a)～c)に定める情報保全に係る履行体制に関する資料を書面で提出し、適合すると認められること（提出期限：令和6年12月4日（水）18時00分まで（行政機関の休日を除く）。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。なお、秘密等の取扱いに係る契約を現に履行中である場合、契約書の表紙、仕様書の該当箇所を添えて申し出たときは、仕様書第9.3項a)～c)に定める履行体制に関する資料の提出は免除するものとする。
- (6)
- 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。
- (7)
- 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。
- (8)
- 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。
- (9)
- 落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、適用する契約条項に加え、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

(10) 仕様書入手先

メールアドレス : keirishitsu.keiyaku@ext.atla.mod.go.jp

メール件名 : 公告第〇〇号 仕様書送信依頼

メール本文 : 公告に記載されている件名

添付ファイル : 防衛省競争参加資格（全省府統一資格）の資格審査結果通知
書の写し

(11) 本書記載事項については会
計官付経理室契約係に照会のこ
と

〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1 D棟

防衛装備庁長官官房会計官付経理室契約係

Tel 3268-3111 (内線) 35864